

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

島根厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から41年6月1日まで
年金加入記録の照会を行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。
しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年7月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、昭和44年10月ごろまで国民年金の加入手続を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、脱退手当金を受給していないことについて、申立てに係る事業所の当時の会計担当者が証言してくれるとしているが、その会計担当者は、「申立人の脱退手当金が支給されたとされる日は、私の入社前のことであり、申立人の脱退手当金については聞いたことも無く、全く分からない。」と述べており、申立人が脱退手当金を受給していないことについての証言は得られなかった。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。